

法実務家の法意識 —加太邦憲の法意識—

石澤 理如

目次

- I はじめに
- II 『自暦譜』の諸問題
- III 『自暦譜』に見られる加太の自負と法意識
 - 1. 加太の西洋法理解と文化受容
 - 2. 日本社会の進化と文化受容
 - 3. 大津事件と法の運用
- IV 西洋的近代法の社会への伝播
- V おわりに

I はじめに

明治政府の法典編纂事業は、日本の西洋化（もしくは欧米化）という、日本の内発的な要求だけではない。幕末に欧米列強と締結した、いわゆる不平等条約の改正に端を発していたことは知られている。西洋諸国と遜色のない法典編纂を企図した政府は、お雇い外国人としてボワソナードやシュタインらを招聘し、彼らの尽力によって諸法典を起草もしくは制定した。明治23（1890）年の明治憲法施行後、お雇い外国人を中心とした法典編纂に異を唱える動きが見られた。その矛先は、ボワソナードを中心として編纂された民法典（旧民法）とシュタインを中心とした商法典に対して向けられた。民法典および商法典の施行の是非をめぐる対立、いわゆる法典論争^①が起り、学界および議会をも巻き込んだ形で発展した。この法典論争を経て、民法典および商法典は修正を加えられ、民法典は明治29（1896）年に、商法典は明治32（1899）年に発布され施行された。

民事にかかわる二つの法典の施行に伴い、この「法」を実際に運用し、裁判という場において適用したのは、裁判官や弁護士、司法

省の官僚ら実務家^②であった。勿論、条文の正確な解釈を広めることを目的として注釈書を著し、日本社会に適切な法の運用に尽力した法学者も、法の運用という点では、「法の担い手」としてその一角を占める。しかし、判事や司法省の官僚の方が、より「法」の実務に携わっていたと考えられる。とすれば、法の実務を担当する彼らの「法」に対する認識がどうであったのか、またどういった「法」の運用を想定していたのかを解明する必要があると思われる。

本論では、「法」の実務家の中で加太邦憲（1849-1929）を取り上げたい。法の実務家の中で加太を取り上げる理由は二点ある。一つは彼の履歴に関する点、もう一つは少ないながらも著作等が残されている点である。まず加太の履歴だが、戊辰戦争の際に「朝敵」に準ずる扱いを受けた桑名藩出身ながら、司法省法学校を卒業し、司法省法学校、大津地裁・京都地裁・東京地方裁判所長、大阪控訴院長を歴任したからである。藩閥出身者でもなく、むしろ朝敵扱いされた藩の出身者である加太が、官立学校を卒業し法制官僚および裁判官、法学教育に携わり、明治期から昭和期まで法曹界で活躍した点は看過できない。

加太の法意識は個人的な「法」に対する認識ではなく、日本人の法意識の形成に深く関係していると思われるからである。

次に著作に関する点だが、山室信一氏が指摘するように、加太の著作（翻訳書を含む）は膨大な数ではない。本論で扱う『自歴譜』は加太の自叙伝であり、他は西洋の法律書（主としてフランスの法律書）の翻訳書である。後述するが、『自歴譜』の性格上、全てを事実として捉えることは問題があることは否めない。また翻訳書に関しても、加太の認識を示す箇所は「凡例」のみである。しかし、これまで明治期における実務家の法意識を考察する上で、俎上に乗せられることがなかった加太を、資料的制約を考慮しても検討する価値はあると思われる。法曹会で活躍した加太の法意識を検討することは、明治期の法実務家の法意識の一端を明らかにすることになるからである。以下、『自歴譜』および翻訳法律書を手掛かりに加太の法意識を検討していきたい。

II 『自歴譜』の諸問題

『自歴譜』⁽³⁾の性格に関する検討の前に、加太の略歴⁽⁴⁾について触れたい。加太は嘉永2(1849)年、桑名藩士加太孝喜の三男として桑名に生を受けた。幼名は三治郎、のちに孝基と名乗る。「邦憲」は通称である。安政4(1857)年に桑名藩の藩校立教館に入学、16歳まで在籍した。慶応元(1865)年には藩校の素読師⁽⁵⁾となる。慶応2(1866)年には京都勤番を命じられ、その後勃発した戊辰戦争では、幕府側として従軍した。しかし桑名城開城という敗北から、加太は大きな挫折を味わい、今後は洋学修行が必要であるとして、明治3(1870)年に大学南校に入学、明治5(1872)年に退校し、司法省法学校に編入学した。加太は司法省法学校正則科（修業年限八年）の第一期生であった。ちなみに明治民法三博士で知られる梅謙次郎(1860-1910)

は二期生である。明治9(1876)年に同校を卒業、司法省十等出仕となり、法学校の法学科生徒幹事兼助教に任じられる。明治19(1886)年から明治23(1890)年にかけて渡欧、帰国後に大津始審裁判所（現在の地方裁判所）裁判長兼第三高等中学校（現：京都大学）法学部講師となった。翌24(1891)年には京都地方裁判所長となる。この時期にロシア皇太子ニコライが巡査津田三蔵に斬りつけられるという大津事件がおり、加太も津田の処分を巡って判決に関与した。明治29(1896)年には東京地方裁判所長、明治31(1898)年には大阪控訴院（現在の高等裁判所）長となり、関西法律学校（現：関西大学）第五・六代校長を歴任した。明治38(1905)年に引退（処分として休職扱い）し、旧桑名藩松平家御用係、政府の維新史料編纂会の委員も務めた。昭和4(1929)年に東京で没した。

こうした加太の略歴を概観すると、明治政府の教育制度の下、法制官僚または法の実務家として（法学者として）歩んできたことがわかる。こうした経歴を有する加太の『自歴譜』は、没する前年の昭和3(1928)年に脱稿し、彼の死後、長子加太重邦により自費出版され、法曹界に頒布された。加太は自序で「今日自らの経歴を記述する所以のものは、ただ子孫後進をしてこれを了知せしめ（中略）処世の一端に資せしめんとするの婆心にはかなら」ない⁽⁶⁾と述べている。加太の言によれば、『自歴譜』は明治24(1891)年の起稿以来、幾度かの添削および加筆が加えられた⁽⁷⁾とされている。

また『自歴譜』が加太の回顧録という性質から、福島正夫氏が指摘したように若干の事実誤認や意識上の創作といった箇所は見られる。ただ、『自歴譜』が「子孫後進」のための「処世の一端に資」する目的で著された書であることを考えれば、史料的な正確性に対する批判は妥当ではない。『自歴譜』に散見

される歴史的出来事の信憑性が重要なのではなく、『自歴譜』はあくまでも加太の法意識を看取することが目的だからである。

さらに加太の略歴に関係することだが、彼が朝敵と同様の扱いを受けた桑名藩出身という自らの社会的境遇を背景として、『自歴譜』が政府の政策に対して批判的な記述を極力控え、むしろ明治政府に対する恩義のような感情を抱いて執筆した可能性は拭い去れない。

ただ加太は「明治新政府のもとで、西欧法学の教育をうけた最初の人たちの一人」⁽⁸⁾であり、その点では当時の日本において最新の法律学の教育を受けた世代である。加太の記述によれば、「法学を以て一身を立つべきなりと奮起雀躍」⁽⁹⁾して大学南校を退校し、司法省法学校に編入学した、という経緯を勘案すれば、ある種の自負を『自歴譜』に反映させた可能性はある。史料的な中立性よりも、むしろ加太自身が「子孫後進」の「処世の一端に資する」という前提を述べつつも、自らの見解や内面を吐露しようとしたことは重要だと考える。『自歴譜』は、史料的な正確性の不備を差し引いても、明治初期の日本における法学教育の実態⁽¹⁰⁾や当時の法曹界の事情を知る手掛かりとしては、その資料的価値は失われていない。『自歴譜』が自叙伝的回顧録という性格を前提として、『自歴譜』に看取される加太の法意識について見ていくことにしたい。

Ⅲ 『自歴譜』に見られる加太の自負と法意識

1. 加太の西洋法理解と文化受容

『自歴譜』の中で、加太の西洋法および編纂中の法典に対する見解は、明治民法の起草に関係した梅謙次郎の著作や穂積陳重(1856-1926)の『法窓夜話』等に見られる西洋法認識と比較すれば多くはない。しかし、『自歴譜』には看過できない加太の法意識も含まれているため、『自歴譜』から看取できる微

細な記述を手掛かりに、加太の認識を見ていきたい。

まず加太の西洋法理解を裏付ける、加太の自負である。加太が司法省法学校に在籍した時期、同校の教師にはボワソナードがいた。加太は『自歴譜』の中でこう回想している。「ボ(引用者注——ボワソナードを指す)は多年本国にて教授たりし経験ある上大家なれば、教場に臨むに一の法律書をも携帯することなく、素手臨場して前日講義せし末尾の一項を学生に尋ね、その続きを講ずるという次第にて、その蘊蓄する所豊富なるが故に、講じたき廉々悩中に簇出し、止まる所を知らざるを以て自ら秩序なく、時には横道に入り、遂には本道への戻り道を失することありて、到底初学の者には了解し難く、即ち学士以上の大体法律に通ずる者に聴かしむる方法なれば、我々最初は困却したり」⁽¹¹⁾とし、ボワソナードの講義が法学の初学者向けではなく、フランス法学にある程度精通していることを前提とした講義形態であったと述べている。「最初は困却」したボワソナードの講義の結果、加太は最新の法律学の知識を得ることになった。そのことは「第五章 司法省法律学校奉職時代」の中で、加太がフランス法の法律書を翻訳もしくは再訳したという、翻訳話に見られる。

加太は司法省の命により、明治11(1878)年にピコーの『仏国民法釈要』を、翌12(1879)年には『仏国刑律実用刑法部』を司法省に献じている。加えて司法省法学校在籍時に薫陶を受けたボワソナードの講義録『法律大意』と『民法草案』を「職務上」翻訳したことを述べている。加太は明治初期の法律に関する翻訳書は、西洋文化受容期に生み出された「過渡時代のもの」であると捉えている。『自歴譜』執筆当時(明治二十四年頃)において、明治初期の翻訳書は「価値あるものにあらず」だが、明治10年代においては「参考として大いに役立つ」⁽¹²⁾と述べてい

る。先人たちの「遺物」に対して敬意を払いつつも、最新の法律知識を駆使する法実務家としての加太の自負が看取される。

注目すべきは加太の翻訳作業に対する意識である。明治16 (1883) 年に私費出版した『仏国民法条文』は、明治初年に箕作麟祥 (1864 - 1897) が翻訳した書の再訳である。加太は箕作の翻訳が「意識的にして字句明確を欠きし所」がかなり見られたことを指摘⁽¹³⁾し、中村健三とともに再訳したと述べている。加太は「該翻訳については文は原文に比適することに勉め、語は一々明確な訳字を該ること」にしたが、当時は「訳語未だ一定」しなかったため、「漢学者」や「支那学者」と協議の上、「千辛万苦の末数多の新熟語を」創出した⁽¹⁴⁾と述べている。こうして創り出した法学の「熟語」が、後の民法編纂の際に採用もしくは参考とされたと述べている。法律学の専門家ではなかった箕作の造語の不備を補完し、法学教育を受けた加太が、西洋の法律用語を漢学者とともに創出していったものと考えられる。

さらに加太は当時の翻訳事情に関しても言及している。「本邦近世の文化」は「西洋文明の輸入」であり、制度・文物の輸入を「洋書の翻訳」に頼っていた現状を指摘している。そのため迅速な翻訳作業と翻訳書の出版が急務とされた。ただ日本の西洋文化受容に有益な形で洋書を翻訳できる「洋学者」は明治初期には少なかった。そのため、そうした需要を満たすレベルの訳書が少なかったとしている。その後、翻訳者および学者人口の増加により翻訳書が盛んに出版され、「学者は素より一般人の見識も次第に高まり来た」結果となったとも述べている。

こうした明治初期の翻訳洋書の普及が、民法典論争の遠因になったという認識を示している点は注目に値する。加太は、ポフソナードを中心に編纂された民法典が、その条文や内容を勘案せず「仏国民法の翻訳に過ぎずと

いう非難」が起こったことに注目し、結果として旧民法が施行延期へと傾いたと述べている。こうした状況を踏まえ、加太の翻訳作業も、拙速な翻訳書が日本社会に利益をもたらすどころか弊害を及ぼすという認識のもとで、翻訳もしくは再訳されたと考えられる。西洋の制度・文物の正確な受容は正確な翻訳作業を通じてなされるという加太の認識から、フランスの法律書も日本社会に受容される訳語を「漢学者」「支那学者」とともに創出し、それが日本の社会の中で定式化・定着化することを念頭においていたと考えられる。

2. 日本社会の進化と文化受容

以上のような文化受容を是とした加太は、日本の社会進化に利益をもたらす翻訳作業が重要であることを意識していた。加太は西洋法が日本社会の進化に利益をもたらす存在ではあるとしながらも、その翻訳作業が杜撰かつ拙速主義を採る場合は弊害にしかならないと捉えている。その際、良質な、別言すれば日本社会で理解・咀嚼できるという意味の翻訳書が不可欠であり、それによってこそ社会進化が達成されるとも捉えている。「観るべし、一般思想の著しく発達し来り、始めて西洋の文物を、我が風俗は素より進歩の程度に応じて咀嚼し得るに至れるものなるを。」⁽¹⁵⁾という記述は、そのことを如実に表している。

翻訳書を通じた西洋文化受容は、近代化を目標とした日本の社会進化において有益なものという認識は先に見た通りである。翻訳語の正確さを重要視しながらも、基本的な認識として、西洋の「制度・文物」は利益をもたらすことを自明視している。ただ昨今の、いわゆる極端な欧化主義に対して政府が危険視していた条がある。加太が漢学者とともに法律用語を創り出した背景には、政府のこの認識が背景にあったと考えられる。加太は明治14・15年頃の司法省法学校に対して、ある種

の思想統制を意図した政府見解⁽¹⁶⁾を紹介している。政府は「一面一般思想が急に西洋主義に傾き、動もすれば国をも顧みざるもの」があり、また「世俗浮薄」に流れている現状を踏まえて、「速かに国家的（或は東洋的）精神修養に勉めざるべから」ざることを、司法省法学校を管轄していた当時の司法卿大木喬任（1832-1899）に対して「心付」があったとしている。これに対して大木は「これ素よりかく無かるべからず。よって予はこの点に注意し、司法の学生（引用者注——司法省法学校の学生）は漢学素養の者を選び、入校の上始めてこれに洋学を授くることとせり」と廟堂において述べたとされている。「国をも顧み」ないような極端な欧化主義に対する政府見解が示された時期は、加太がフランスの法律書を翻訳もしくは再訳した時期と重なる。不平等条約改正という重要な課題を抱えた明治政府は、国家方針として欧化政策を国是とし、洋書の輸入および翻訳によって迅速な西洋の制度・文物を積極的に受容した時期でもある。にもかかわらず、他方においては、極端かつ急激な欧化主義は日本という国家を崩壊させる要因ともなると認識していたことを裏付けている。加太自身、大木の発言を「精神修養に注意せられしは、実に卓見」⁽¹⁷⁾と評価するに止まっており、実際の生徒の思想状況には触れていない。司法省法学校の事務官として生徒の思想状況をある程度把握できる立場に居ながら、あえてその事実関係に触れていないということは、邪推すれば「国をも顧みざる」思想が存在したことを暗に意味していると考えられる。欧化政策自体は、日本社会の近代化に資するものであったが、ややもすると従来の社会、それを支える風俗や慣習といった文化破壊へとつながり、ひいては国家転覆も辞さない危険思想へと発展することを内包する、まさに両刃の剣であったと思われる。

加太が法律書の翻訳に関する項目で、当時

の翻訳事情や政府の欧化政策の矛盾をあえて指摘し、自らの翻訳方針を明確に示した背景には、こうした当時の欧化主義に対する認識に配慮したためであると思われる。次節では大津事件に対する加太の立場および認識を紹介し、対外関係における法の運用と法意識について検討したい。

3. 大津事件と法の運用

前節では加太の西洋法理解と当時の社会状況について検討してきた。本節では、加太が直接自らの「法」に対する見解を示した大津事件⁽¹⁸⁾に関する記述を手掛かりに、加太の法意識の一端を明らかにしたい。『自歴譜』の「第六章 大津京都両地方裁判所長時代」の中で、加太は大津事件について二つの視点から回顧・記述している。第一点は大津事件そのものに対する評価である。加太は大津事件を「国民（引用者注——日本国民）として恥ずべきの蛮行」⁽¹⁹⁾と断じ、ロシアとの「国交上重大の関係」を有する事件であったと捉えている。ただ日本側の事件に対する適切な対応や、それに対するロシアの対応によって「後害を残さざりしは国家の大幸」であるとも述べている。第二点は、大津事件および津田の処分に関する政治家および法曹界など、この事件に関与した各々の立場および見解を紹介している点である。

事件発生後、京都市行在所で行われた御前会議では、刑法（旧刑法）百十六条を適用して津田を極刑にすべきという見解が大勢を占めた。事件当時の検事総長であった三好退蔵（1845-1908）は自らの見解として「通常謀殺罪」を適用させるべきことを主張した。それに対して、伊藤博文は津田を「無期徒刑に処し」「彼（引用者注——ロシア）必ず償金または土地の分譲等を要求」であろうから、外交問題に発展する前に「彼（引用者注——ロシア）の満足する処刑を為し置くに如かず」と発言し、刑法「第二編 公益ニ

関スル重罪軽罪」の百十六条（天皇三后皇太子ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス）の適用を示唆し、御前会議では刑法百十六条による処罰という方向で決定した。ところが3月27日の公判では、津田に対して刑法百十六条を適用せず、「常事犯として謀殺未遂の法条を適用し、被告を無期徒刑に処すとの判決言渡」であった。法学者の争点は「皇太子」の適用範囲であった。「当時の法律学者」や「東京ならびに京阪の弁護士」は、「皇太子」という語の範囲を「我が（日本国の）皇太子のみを指す」ものであり、「外国の皇太子を含むものにあらず」という見解を示した。加太も「皇太子」という語の用法については、「法律学者」（具体的には穂積陳重に代表される法科大学の教授）や「弁護士」同様、日本国の皇太子のみを指す語を解釈していた。それを裏付けるように、加太は「大審院の公判開始決定」時の認識と実際の公判における判決とが「前後一貫せざる嫌」があるとしながらも、「結局法律の適用を誤る所なく、正当な判決を下し得て、我が国の威信を失墜するに至らず」と述べている。加太の認識では、外国の皇太子を殺傷したこと自体、法律論ではなく感情論としては「国民として恥ずべき蛮行」であるが、国内の制定法を対外関係に影響されて解釈すること自体は否定的な見解を示している。津田に対して刑法百十六条を適用せず無期徒刑とした日本に対するロシアの反日感情が行動を伴わなかった原因を、「天皇の御懇篤なる遠路御訪問」と「国民の熱誠なる同情」によって回避できたと述べている。政府閣僚や伊藤博文ら元勳の「焦心苦慮したる不幸の結果」をもたらさなかったことに対して、加太は「誠に賀すべきの至り」と評価している。

大津事件は日本の対外問題として捉えた場合、外交努力による危機の回避や政治的対応など様々な論点を提示するが、法律学の観点から捉えた場合、国内法の運用に関わる重大

な問題を内包している。先述した加太の見解からも明白なように、他国から内政に干渉されないという内政不干渉の原則は、近代国家として他国から認識されたことをも意味する。外交関係により国内の制定法を曲解することは、自立国として他国から認識されないばかりか、自立国としての体面も保てず、ひいては自国の主権をも放棄することを意味する。大津事件は外交問題としてではなく法律学的見地から捉えた場合、津田の事案を刑法百十六条で処罰すること自体、法解釈の妥当性を欠くことになる。加太はこの判決に対して積極的な見解を示してはいないが、内政干渉の問題や制定法の適切な運用には注意を払っていたと思われる。

不平等条約改正は明治国家にとって喫緊の課題であったことは論を俟たない。条約改正を迅速に進展させるため、外国人判事を任用するか否かという問題に対して、加太は否定的な見解を示している。「旧師ボワソナード」の帰国に際して、ボワソナードの事跡を略述した中でこの問題を論じている。大隈重信（1838-1922）外務大臣時代の外交交渉に対して、加太は「治外法権を撤廃せんがため、法官に外国人を容れ、混合裁判制を設けん」としたことに対して「輿論の反感」を買ったとし、ボワソナードが「その非を政府に献策」したことを「特筆すべき功績もありたり」⁽²³⁾として評価している。ボワソナードが外国人判事任用に対して、その非を献策したことは知られている⁽²⁴⁾。加太は、外国人判事の任用に対して、条約改正という合目的的に許容されるという姿勢は示していない。こうした加太の認識は、以下のような西欧諸外国と日本との関係性に依拠した認識である。加太は、安政五カ国条約締結時は「我が国の地位未だ今日（引用者注——明治31年当時）の如く重視」されておらず、法体系に関しても「法律は不完全というよりも寧ろ皆無」であり「旧慣によるのみ」状況であった⁽²⁵⁾と捉

えている。日本の国際的地位の低さや法体系の不備という現状を受け、西欧「諸外国」は「(引用者注——日本) 帝国の法衙に裁判権を許さず」という姿勢であった。日本の裁判権を認めず、各国の領事がこれを管轄する治外法権が成立した。このことについて、加太は「領事」が「必ずしも法学者」ではないこと、また場合によっては「商人にてこれを兼ねる者」もあり、「如何わしき裁判」もあった⁽²⁶⁾としている。こうした状況を打破するには、「条約を改正し法権を帝国の手に収むる」ことが必要であり、そのためにも「外国の認めて以て安全なりとするに足る法律を制定」しなければならないとしている。加太は外国人判事の任用という小手先の解決策ではなく、西欧諸外国と遜色ない法典の整備が緊急かつ重要な課題として意識していたことを物語っている。政府が「外国の法律家をも加え研究を怠ら」なかった事情も、こうした共通認識があったと捉えている。前節でも述べたように、西洋の法律事情を知り、法典編纂の補助的役割を担うのは外国人判事ではなく翻訳法律書であった。故に加太は、箕作ら先人が心血を注いだ翻訳書を、たとえ政府の命令があったにせよ翻訳または再訳し、慎重かつ熟議の上で法律用語の訳語に努めた創出していった背景が、この加太の記述からも理解できる。

大津事件および外国人判事任用という、対外問題と日本における法の運用という問題を概観してきた。加太は一貫して迅速な法典編纂の必要性を痛感しており、外国人判事任用という小手先の解決策を嫌悪していたと考えられる。明治16年頃に法律書(主としてフランスの法律書)の翻訳および再訳を精力的にこなした加太のモチベーションとは、単なる法政官僚としての業務の範囲を越え、むしろ外国法と遜色ない法典を一日も早く整備したいという動機に他ならない。明治初期の翻訳法律書がもたらした、外国法に対する偏見や

誤謬といった弊害を是正し、西洋的な近代法典によって日本の社会を欧米流に改変し、日本の独立国としての威信を回復したいという動機に突き動かされていたと考えられる。このような加太の動機を如実に示しているのが、法律書の翻訳における加太の姿勢である。以下、翻訳法律書に見られる加太の翻訳意図を端緒として、彼の法意識を考察したい。

IV 西洋的近代法の社会への伝播

加太が翻訳し現存するフランスの法律書は数冊ある。中でも明治16(1883)年に出版された『民法積要』と『仏蘭西民法』⁽²⁷⁾は加太の翻訳意図が如実に反映されている。この二書を手掛かりとして、加太の翻訳意図を検討したい。

『民法積要』の「凡例」において加太は、この書が単なるフランス民法注釈書の翻訳ではなく、適宜必要であれば民法施行後に制定された「諸法令」も記載する旨を述べている。加太は日本において「実用上に緊要」な場合、それらの諸法令も「網羅」し「記載」したと述べている。この翻訳書において、加太が最も注意を払ったことが「実用」である。日本社会における「実用」を意図して翻訳された加太の翻訳法律書は、箕作麟祥に代表される明治初期の外国法の法律書とは一線を画している。穂積陳重は『法窓夜話』の中で、当時司法卿であった江藤新平の法律書の翻訳に関する方針を紹介⁽²⁸⁾している。江藤は「日本と欧州各国とは各その風俗慣習」が異なっているということを前提としながらも、日本に民法典が存在しない方が問題であるとし、「宜しく仏国の民法に基づきて日本の民法を制定せざるべからず」⁽²⁹⁾という方針を示した。こうした江藤の「勇断急進主義」によって、「フランス民法に基づきて」というよりはフランス民法の「敷き写し主義」によって編纂する意図があったと述べている。一刻も早い法典編纂を企図した江藤は、箕作

麟祥に「誤訳もまた妨げず、ただ速訳せよ」と述べ、フランス民法およびフランスの法律書の翻訳を催促した。箕作は江藤の翻訳方針に沿ってフランス民法のみならず、商法や訴訟法、治罪法（現在の刑法典に該当）なども翻訳した。

江藤の拙速主義ともいえる翻訳方針下で翻訳された翻訳法律書が、日本社会に適合する形で翻訳されたとは考え難い。箕作がフランス語に堪能だったとしても法学者ではない以上、訳語の選定や法律用語の妥当な解釈は難しいと思われる。加太は、箕作に代表される明治初期の翻訳状況が過渡期の「翻訳時代」であったと捉え、この時代の翻訳書はその翻訳書の「善悪の区別」をする術もなく、また辞書的な理解に基づく法律用語の解釈を「無闇に模倣」するしかなかった⁽³⁰⁾という事情を考慮している。ただ、明治10年代という、人々の西洋事情に対する「識見」や西洋文化への「一般思想」の発達した状況下では、社会「進歩の程度に応じて咀嚼し得るに至れる」翻訳書が必要不可欠であった。箕作の過渡期の「翻訳時代」とは異なり、社会が進歩した現状に適合した翻訳書の必要性を痛感した加太は、精力的にフランス法の翻訳・再訳に着手したと考えられる。明治初期の翻訳法律書を「今は価値あるものにあら」ざるとしながらも、当時としては「参考として大いに役立つ」という認識は、社会進歩に対応する翻訳書の必要性と、日本の近代化を促進する「西洋の制度・文物」の正確な受容を企図したものであった。『民法釈要』に散見される「実用ノ便宜」もしくは「実用上ニ緊要ナル」といった言葉は、加太の文化受容認識が如実に反映されたものといえる。

また加太は、当時の日本で最新の法律学を修めたという自負心も看取される。フランス語に堪能であった箕作だが、司法省法学校などの教育制度で法学教育を受けてはいないため、法律学的な知識が欠如していた。それに

対して加太は、『仏国民法釈要』の「凡例」中で、「注解ハ余カ嘗テ司法省学校（引用者注——司法省法学校）ニ於テ学ヒ得タル所ニ出ツルナリ」と述べ、加太が司法省法学校の出身であるが故、箕作とは異なり法学的な知識を有していること、また加太が司法省法学校の第一期生であり、日本にフランス法を教授しようという熱意に燃えていた時期のボワソナード⁽³²⁾の薫陶を受けたという事実が、この発言から読み取れる。ボワソナードを「多年本国にて教授たりし経験ある上大家」と評し、さらにはボワソナードの帰国に際して「旧師」と慕う加太の姿勢は、彼がボワソナードの薫陶を受けたことを暗示的に示していると思われる。フランスの法学者の著作の翻訳とはいえ、その注解は加太の自己流の解釈に基づく注解ではなく、最新のフランス法事情に明るい旧師ボワソナードの解釈を反映したものであり、かつ当時の日本社会において受容できる妥当性を有した注解であるということを示唆している。こうした加太の翻訳姿勢は、明治18（1885）年に出版されたフランス民法の註釈書を翻訳した『仏蘭西民法』にも散見される。『仏国民法釈要』よりも詳細に加太の注解が付されている。「凡例」では「各条ノ下ニ之ト関係ノ箇条ヲ記シ參觀ノ便ニ供ス」⁽³³⁾とし、フランス民法の条文に関係する他の法典の条項も併記されている。商法や民事訴訟法といった、民法と適用範囲が重複もしくは関連する条文が記載されていることは当然だとしても、治罪法（刑法）や森林法といった表面的には関係性が希薄だと思われる法典にも着目し、注記している点が注目に値する。さらには条文の解釈中、対象となる事物や人がどの範囲までを適用対象とするのか、また日本には馴染みがない規定に関しても読者が理解しやすいように注記されている。例えばフランス民法六十二条に規定されている「子」はどこまでを適用範囲とすべきか、という点について加太は、「私生ノ」

と具体的な適用範囲をも注記している。同様に、七百四十条の「代襲相続」の規定では、「無限」という法律用語の註釈として「何等親ニ至ル迄モ」とし、「無限」という語を、読者の自己流の解釈が生じないように、誰にでもわかるように咀嚼した形で注記している。

加太の翻訳法律書の特徴は、西洋法を正確に理解できるよう、法律用語の翻訳に細心の注意を払っている点、また条文の解釈については法の適用範囲を明確に示し、自己流の解釈を生じさせないように配慮されている点が挙げられる。こうした加太の翻訳姿勢は、ひとえに日本社会における「実用」を意識していたことにはほかならない。政府の欧化政策を破綻させず迅速に遂行させるべく、彼の翻訳法律書は、いわば「援護射撃」的役割を担っていたと思われる。

V おわりに

以上、資料的制約を踏まえた上で、広義での加太の法意識を概観してきたが、彼の立場は明確である。第一に、西洋を範とした法典編纂には賛意を示しているが、その模範とすべき翻訳法律書については、「実用」の観点から正確な受容の必要性を認識していた点である。拙速主義に傾いていた「翻訳時代」の翻訳書を参照して解釈するのではなく、近代化を目標とした社会進化（加太の言では「進歩」）の段階を把握し、その進化に適合する翻訳書の必要性を指摘している。その点で加太は、社会の漸進的な「進歩」を前提とし、その都度修正を加えながら社会の「実用」に主眼を置いた法のあり方を示した。第二は、制定法は如何なる場合であろうとも厳密に適用すべき点である。大津事件での加太の認識からも散見されるように、外圧によって法の解釈を曲解することは、社会における「法」の妥当性を崩壊させかねない。加太は、国内の秩序維持は当然として、対外関係において

も自国の制定法を厳密に適用することは、国際社会において自立国と認識される前提であるという認識を示している。「法」という、西洋的近代法を日本国内に伝播させるには、こうした「法」の運用が必要不可欠だと捉えている。

社会進化と「法」との関係性に注目した加太の法意識は、後年変化を見せる。模範国の法典を受容国の社会進化の段階と関連付けて捉えるという観点から考えた場合、模範国がフランスのみでよいのかといった疑念である。司法省法学校における講義はフランス法学を主としていた。そのため加太は司法省の命令に基づき、『仏国民法要』など数冊のフランス法律書を翻訳した。ボワソナードの薫陶を受けた加太は、フランス法学を基盤とした法解釈に有効性を感じ、積極的にフランス法学の受容に努めてきた。しかし、明治19(1886)年、「司法実務の取調に従事」することを目的とした私費留学に際して、政府（山田顕義司法大臣）は留学先をフランスではなく、「先ず独国（引用者注——ドイツ）」において司法実務の取り調べをするよう指示し、「帰途、随意仏国（引用者注——フランス）に留るべき内論」⁽³⁴⁾があったことを記している。こうしたフランスからドイツへの模範国の変化は、明治十四年の政変と密接な関係がある。明治十四年の政変によってイギリス派を駆逐した井上毅は、同年に「大臣ニ進ム」⁽³⁵⁾とした文書を各大臣に通達した。この通達の内容は日本とドイツとの親和性を強調したものである。これ以降、独逸学協会や東京帝国大学内にドイツ法学が設置されるなど、日本が模範国とすべき対象が、明治初期から継続されていたフランスからドイツへと変更することになった。加太がフランス法学を学びながら、ボワソナードを中心とした法典編纂に対して何らの反論もせず、むしろこの論争から若干の距離を置いていたのは、「法制官僚」もしくは法曹界の住人としての立場に起因す

ると考えられる。社会進化に伴い、模範国の法典を正確に翻訳し受容すべきことには変化が見られないが、その模範国がフランスのみを対象としてよいのかという疑義が生じていたと考えられる。

とはいえ、模範国と遜色ない法典の編纂を意図し、法律用語の翻訳の正確さに注意を払った加太にとって、外国人判事任用や対外関係による法の曲解には抵抗を示した。加太は西洋法の翻訳を通じて、国際関係に左右されない強固な法体系を確立し、法の運用に関しても西洋諸外国が妥当と認識する運用によって信頼を得るべきだと考えていたのである。西洋的近代法による社会進化を信じた加太にとって、法典の整備と法運用の妥当性は不可欠な要素であった。「法」の運用に固執した加太は、やはり実務家という観点から「法」を捉えていたのである。

注

- (1) 法典論争が如何なる論争であったのかという、いわゆる論争の性格論については、穂積陳重の『法窓夜話』が嚆矢である。その後、星野通『民法典論争史』(河出書房、1944)、平野義太郎『日本資本主義の構造と法律』(理論社、1955)、中村菊男『近代日本の法的形成』(有信堂、1963)、熊谷開作『近代日本の法学と法意識』(法律文化社、1992)、中村雄二郎『新装版 近代日本における制度と思想——明治法思想史研究序説——』(未來社、1999)、依田精一『家族思想と家族法の歴史』(吉川弘文館、2004)等の先行研究がある。そうした従来の先行研究を踏まえ、メディアとの関係性から考察したものとして、拙稿「民法典論争とその時代——民法典論争を見直す——」がある。
- (2) 山室信一氏は『法制官僚の時代——国家の設計と知の歷程——』(木鐸社、1984)の中で、「政治に関わりながらも政治家として華々しく表舞台に立つことはなく、また当時の最新の知識を修得しながらも思想家や学者としてまとまった著作を遺すこともなく埋もれ、忘れ去られてきた人々」(377頁)を「法制官僚」という概念で捉え考察している。本論における加太は、まさに山室氏の指摘する「法制官僚」である。ただ山室氏は、加太に関して、司法省法学校の沿革および関西法律学校(現:関西大学)関係についての記述に止まっている。
- (3) 『自歴譜』に関しては、岩波文庫版(岩波書店、1982)を引用資料として用いた。以下、『自歴譜』における加太の見解の引用頁は、文庫版の頁である。なお仮名遣いは現代仮名遣いを用いた。
- (4) 加太の略歴については、前掲書2および『自歴譜』に記載された内容をまとめたものである。
- (5) 『自歴譜』の中で、加太は素読師について、当時の「小学教員」であり、「下級生徒に四書五經の素読を授け、上級生徒に『左伝』『史記』『漢書』の対読を掌どる職」(58頁)であると述べている。
- (6) 『自歴譜』7頁。なお『自歴譜』成立に関する記述は、『自歴譜』巻末の福島正夫「解題」を参考とした。
- (7) 福島、前掲6、370頁~371頁。福島氏は『自歴譜』第三章「桑名藩国難時代」が、明治45(1912)年の維新史料編纂会における報告「桑名開城の顛末」をもとに書かれているが、その記述が「粉飾され省かれた点」があると指摘している。
- (8) 福島、前掲6、365頁。
- (9) 『自歴譜』103頁。この時、加太と同様、大学南校から司法省法学校に転校した人物には、井上正一、熊野敏三、磯部四郎、岸本辰雄ら(103頁)がいた。後の法典編纂に尽力した人々である。
- (10) 福島、前掲6、365~366頁。福島氏は、司法省法学校での「経験をまとめて書いたものは他にほとんどなく、本書(引用者注——『自歴譜』を指す)は貴重資料としてたえず引用されている」とし、当時の法学教育の一端を垣間見せると捉えている。
- (11) 『自歴譜』114頁。なお福島氏は前掲6の中で、司法省法学校におけるボワソナードの講義が「老練な大家ボワソナードは自由に講義し」たため、当時の学生は「了解しがた」かったと指摘している。加太の記述は、その当時の感想ではないため、一概にボワソナードの講義を理解していたとはいえないが、「最初は困却」したという印象が偽らざる感想であったと思われる。また福島氏は、ボワソナードとブスケの講義形態を比較し述べた加太の記述にも着目している。

- (12) 『自歴譜』 121～122頁。
- (13) 『自歴譜』 121～122頁。
- (14) 『自歴譜』 121～122頁。加太の記述から、明治初期の翻訳事情が読み取れる。
- (15) 『自歴譜』 122頁。加太は単なる「文化移植」としての文化受容ではなく、社会進化と軌を一にした文化受容の必要性を指摘している。
- (16) 『自歴譜』 124～125頁。
- (17) 『自歴譜』 124～125頁。
- (18) 本稿では深く検討しないが、大津事件に関する先行研究として、尾佐竹猛「湖南事件」(『尾佐竹猛全集 第10巻』所収、実業之日本社、1948)、田岡良一『大津事件の再評価』(有斐閣、1976)、野村義文『大津事件』(葦書房、1992)、新井勉『大津事件の再構成』(御茶の水書房、1994)、三谷太一郎『政治制度としての陪審制——近代日本の司法権と政治』(東大出版会、2001)、鎌倉利行『大津事件考』(大阪大学出版会、2003)などがある。また同時代人として、穂積陳重は前掲1の中で大津事件を紹介し、津田三蔵被告を無期徒刑にした司法の判断を「我憲法史上に汚点を残すことを免れた」と評し、「皇室に対する罪をもって三蔵(引用者注——津田三蔵)の犯罪に擬するの非」を当局および政治家に諫言したことも紹介している。(穂積陳重『法窓夜話』岩波文庫版、1980、44～49頁)
- (19) 『自歴譜』 146～149頁。なお加太は、この中で津田の処刑の経緯を詳細に記述している。
- (20) 『自歴譜』 149頁。
- (21) 『自歴譜』 149頁。
- (22) 『自歴譜』 149頁。
- (23) 『自歴譜』 160頁。
- (24) 大久保泰甫『ボワソナード』(岩波新書、1977)、143～150頁。該当箇所は、井上馨外務大臣の条約改正交渉に関する記述だが、ボワソナードは終始一貫して外国人判事の任用に対して、外国人判事が多数を占める裁判の場において、判決の中立性が担保できるのかを危惧していたとされている。
- (25) 『自歴譜』 178頁。
- (26) 『自歴譜』 178頁。
- (27) 加太が翻訳した『仏国民法積要』および『仏蘭西民法』については、杉村正三郎他監修『日本立法資料全集』(信山社、2001)所収の『仏国民法積要 上』(別巻205)と『仏蘭西民法』(別巻411)を用いた。
- (28) 穂積、前掲1、210～213頁。穂積は、江藤の翻訳方針が拙速主義であったことを指摘し、江藤が「フランス民法をもって日本民法となさんとす」と発言したことを紹介し、江藤の「勇断急進主義」(210頁)をうかがわせる逸話として紹介している。
- (29) 大槻文彦『箕作麟祥君傳』(丸善、1907)。
- (30) 『自歴譜』 122頁。
- (31) 前掲書27、「凡例」。
- (32) 大久保、前掲書24、406頁。大久保氏はボワソナードの来日が、フランスでの失敗(アグレガシオンでの不採用)と彼の恩師の死という状況が重なったとし、日本という当時の後進国の法典編纂事業へと彼を駆り立てたと捉えている。
- (33) 前掲書27、「凡例」。
- (34) 『欧州紀行』、330頁。この『欧州紀行』は、加太が欧州への留学に関してまとめ、別冊して自费出版した書である。なお今回引用した『欧州紀行』は、岩波文庫版『自歴譜』の巻末に収められたものである。なお頁番号は岩波文庫版『自歴譜』の頁番号である。
- (35) 井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇三』(國學院大學日本文化研究所、1966) 248～251頁。